

平成23年2月28日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成22年(ネ)第244号 不当利得金返還等請求控訴事件

同年(ネ)第267号 仮執行の原状回復及び損害賠償を命ずる裁判申立事件

(原審・宮崎地方裁判所平成22年(ワ)第338号)

口頭弁論終結日 平成23年2月2日

判 決

東京都中央区晴海一丁目8番10号 トリトンスクエアX棟

控 訴 人	C F J 合 同 会 社
同 代 表 者 代 表 社 員	C F J ホールディングス株式会社
同 会 社 代 表 者 職 務 執 行 者	浅 野 俊 昭
同 訴 訟 代 理 人 支 配 人	植 田 将 美

宮崎県

被 控 訴 人	
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	宮 田 尚 典 橘 潤

主 文

- 1 原判決主文2項を取り消す。
- 2 上記の部分につき、被控訴人の請求を棄却する。
- 3 被控訴人は、控訴人に対し、2万0558円及びこれに対する平成22年12月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 控訴人のその余の申立てを棄却する。
- 5 訴訟費用(3, 4項の裁判に関する費用も含む。)は、第1, 2審を通じてこれを10分し、その1を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。
- 6 この判決の3項は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 申立て

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 控訴人は、被控訴人に対し、227万2483円及びこれに対する平成22年4月20日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。

2 民訴法260条2項に基づく原状回復請求及び損害賠償請求の申立ての趣旨

- (1) 被控訴人は、控訴人に対し、167万9689円及びこれに対する平成22年12月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 仮執行宣言

第2 事案の概要

以下、略称については、原判決のそれに従う。

1 請求、争点及び各審級における判断の各概要

本件（平成22年4月9日訴え提起）は、控訴人の前身となる株式会社ユニマットライフとの間で金銭消費貸借取引を開始し、本件取引1（被控訴人の主張によれば平成3年10月9日ころから平成8年5月27日まで）及び本件取引2（平成8年5月28日から平成22年2月15日まで）を行った被控訴人が、①利息制限法所定の制限利率を超えて支払った利息を貸金元本に充当すると過払いが生じているとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金元本353万6052円及び民法704条前段所定の利息（平成22年4月9日（提訴日）までの確定利息35万5272円及び上記過払金元本に対する同月10日から支払済みまで年5分の割合による金員）の各支払を求めるとともに、②被控訴人が控訴人に取引履歴の開示を求めたにもかかわらず、控訴人が取引履歴の一部を開示しなかったことが不法行為を構成するとして、不法行為による損

害賠償請求権に基づき、慰謝料及び弁護士費用と遅延損害金（始期は訴状送達の日）の支払を求める事案である。

本件の争点は、(1)本件取引1における、平成4年8月26日より前の取引の推移、(2)利息の充当計算の方法（いわゆる一連・一体性）、(3)控訴人は民法704条前段の悪意の受益者か否か、(4)過払金の有無及び額、(5)消滅時効、(6)取引履歴の不開示を理由とする損害賠償請求の可否、の6点である。

原判決（平成22年10月21日言渡し）は、争点(1)につき、本件取引1における平成4年8月26日より前の取引の推移は、被控訴人の主張どおり、原判決別紙3の番号「1」ないし「15」のとおり認められる旨の、争点(2)について、本件取引1、2の充当計算は一連・一体のものとして行うべきである旨の、争点(3)について、控訴人は民法704条の「悪意の受益者」と認められる旨の、争点(4)について、被控訴人の主張どおり、過払金元本は353万6052円、平成22年4月9日（提訴日）までの確定利息の額は35万5272円と認められる旨の、争点(5)について、消滅時効は成立しない旨の、争点(6)について、控訴人の取引履歴の不開示は不法行為を構成し、これに対する慰謝料としては2万円が相当であるが、弁護士費用については相当因果関係内にある損害とは認められない旨の各判断をして、被控訴人の上記①の請求を全部認容し、上記②の請求を2万円及びこれに対する遅延損害金の限度で認容した。

これに対し、控訴人が、原判決中敗訴部分の一部取消しを求めて本件控訴に及ぶとともに、民訴法260条2項に基づく原状回復請求及び損害賠償請求として、控訴人が被控訴人に対し、原判決の仮執行宣言に基づき給付した金員のうち、上記取消しに係る部分の金員の返還及びこれに対する給付の日の翌日である平成22年12月11日から民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める申立てをした。

本判決は、争点(1)ないし(5)につき原判決と同旨の、争点(6)につき不法行為の成立は認められない旨の各判断をして、原判決を変更するとともに、控訴人の

上記申立てを一部認容するものである。

2 前提となる事実、争点及びこれに関する当事者の主張

この点は、以下のとおり付加・訂正するほかは、原判決2頁10行目から7頁6行目までに記載のとおりであるから、これを、ここに引用する。

(1) 原判決3頁4行目と5行目の間に

「(4) 被控訴人は、原判決に付された仮執行宣言に基づき、①過払金元金35万3千605円2角、②確定利息35万5千272円、③利息10万3千175円（上記①に対する平成22年4月10日から同年11月8日まで年5分の割合による利息）、④慰謝料元金2万円、⑤損害金5千58円（上記④に対する平成22年4月19日から同年11月8日まで年5分の割合による損害金）、⑥執行費用1万0千270円の合計40万2千532円を請求債権として、控訴人の預金債権を差し押さえ（東京地方裁判所平成22年（ル）第11435号）、平成22年12月10日、上記金員を取り立てた。」

を加える。

(2) 原判決5頁2行目の「みなし利息」を「みなし弁済」と改める。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)ないし(5)について

この点は、原判決10頁25行目と26行目の間に

「これに対し、控訴人は、過払金について生じた利息を新たな借入金債務に充当すべきではないと主張するが、過払金充当合意が認められる以上、それに附随する性質を有する過払金の利息についても、これを借入金債務に充当するとの合意があるものと推定され、本件においてこれを覆すに足りる証拠はなく、また、過払金の利息を過払金の元本に先立って借入金債務に充当することは、利息を元本に組み入れた上これについて新たな利息の発生を認めるものではないから、かかる充当の順序によると重利を認める結果になると

の控訴人の指摘も理由がない。」

を加えるほかは、原判決7頁8行目から11頁8行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

2 争点(6)について

控訴人は、平成22年2月9日、被控訴人代理人弁護士から取引履歴の開示を求められたのに対し、被控訴人とユニマットとの間で平成4年8月26日より前に行われた取引の履歴を開示していないところ、被控訴人は、上記不開示が不法行為に当たる旨主張する。

しかしながら、平成12年6月1日に旧貸金業法施行規則の一部を改正する命令（平成12年総理府・大蔵省令第25号）が施行される以前には、弁済に関する事項について作成された同法19条の業務帳簿としては、過去3年間のものを保存すれば足りる（同施行規則16条1項3号）とされていたものであるから、被控訴人とユニマットとの間で平成4年8月26日より前に行われた取引の履歴は、合併以前にユニマットにおいて既に廃棄されていたとしても不自然ではない。また、控訴人が上記開示要求をした時点においては、貸金業者が債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にあたりと認められるなど特段の事情のない限り、旧貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、その業務に関する帳簿に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負う旨判示した最高裁平成17年7月19日第三小法廷判決・民集59巻6号1783頁が既に言い渡されていたほか、帳簿の開示義務を罰則付きで定めた平成18年法律第115号による改正後の貸金業法19条の2も既に施行（平成19年12月19日）されていたのであるから、控訴人が、被控訴人からの上記開示要求に対し、その保存している取引履歴の一部をあえて開示しなかったということは考えられない。

次に、控訴人ないしユニマットが、被控訴人とユニマットとの間で平成4年8月26日より前に行われた取引の履歴を上記開示要求の時点まで保存すべき

義務を負っていたかにつき検討するに、取引履歴が、商法19条3項、会社法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法36条、会社法432条2項に定める「営業（事業）に関する重要な資料」に該当するとして、帳簿閉鎖のときから10年間保存しなければならないと解されるとしても、本件取引1は、平成8年5月27日に完済により終了しているのであるから、控訴人が被控訴人から取引履歴の開示を求められた平成22年2月9日の時点においては、上記取引履歴の保存義務は既に消滅していたというべきである（なお、過払金の充当計算において、本件取引1、2が1個の連続した取引と評し得ることは、上記判断を左右しない。）。

その他、控訴人が上記取引履歴につき信義則上の保存義務を負うと解すべき事情も認められない。

以上によれば、取引履歴の不開示を理由とする損害賠償請求は理由がない。

第4 結論

そうすると、被控訴人の控訴人に対する過払金元本及び民法704条前段所定の利息の請求は理由があるから、これを認容した原判決主文1項は相当であるが、被控訴人の控訴人に対する損害賠償請求は理由がないから棄却すべきところ、これを2万円及びこれに対する平成22年4月19日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の限度で一部認容した原判決主文2項は失当であって、本件控訴の一部は理由があるから、原判決主文2項を取り消した上、上記の部分につき、被控訴人の請求を棄却することとする。

次に、民訴法260条2項に基づく原状回復請求及び損害賠償請求について判断する。控訴人がこの申立ての理由として主張する事実関係は、被控訴人の争わないところであり、原判決に付された仮執行宣言は上記取消しの限度でその効力を失うものである。そうすると、控訴人が被控訴人に対し、上記仮執行宣言に基づき給付した金員の一部の返還及びこれに対する給付の日の翌日である平成22年12月11日から返還済みまで民法所定の年5分の割合による遅

延損害金の支払を求める申立ては、上記2万円及びこれに対する平成22年4月19日から同年11月8日まで年5分の割合による損害金558円の合計2万0558円並びにこれに対する上記同旨の遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、上記の限度において、これを正当として認容すべきであり、その余は理由がないから棄却すべきである。

よって、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判長裁判官 横 山 秀 憲

裁判官 川 崎 聡 子

裁判官 空 閑 直 樹

これは正本である。

平成23年2月28日

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判所書記官 川野 和 博

